

八王子市入院高齢者おむつ代助成事業実施要綱

平成23年 9月1日施行
改正 平成26年4月1日
改正 平成30年1月1日
改正 令和 元年5月1日
改正 令和元年12月1日
改正 令和2年10月1日
改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が医療機関に入院し、入院中のおむつ代を負担した場合、その代金を助成することにより経済的負担の軽減を図り、高齢者福祉の支援を目的とする。

(助成対象の条件)

第2条 助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 八王子市に住所を有する65歳以上の高齢者。
- (2) 八王子市の介護保険被保険者で、入院期間中において介護保険の要介護4又は要介護5の認定を受けている者。
- (3) 市内、市外を問わず医療保険適用の医療機関に30日以上継続して入院している者。
- (4) 当該入院月が属する年度（4月、5月及び6月分については前年度）の市民税が、非課税である者。
- (5) 生活保護受給者ではないこと。

(助成対象期間の算定)

第3条 助成対象となる期間の算定は以下のとおりとする。

- (1) 日数の起算日は、入院初日（入院中に、要介護4又は要介護5に区分が変更になった場合は、認定有効期間の初日）とする。
- (2) 退院後、同日内に引き続き他の医療機関に入院した場合、それまでの入院日数は継続して算入する。退院後、1日以上経過して再度入院した場合は、同月内であっても再入院日から新たに起算する。

(併給の禁止)

第4条 他の制度でおむつ給付等を受けている場合は、併給しない。また、日割りも行わない。

(申請)

第5条 前条までの条件等に該当し、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は八王子市入院高齢者おむつ代助成申請書（第1号様式（様式略））により市長に申請するものとする。

- 2 申請は、第6条に定める期間に行うものとする。
- 3 申請者は、次の書類を提出しなければならない。ただし、第3号については公簿により確認ができ、かつ同意がある時は省略することができる。
 - (1) 医療機関名、入院者名、入院月・期間が確認できる書類等
 - (2) おむつ代金の領収書等
 - (3) 市民税非課税が証明できる書類（「介護保険料納入（決定）通知書」等又は「市民税非課税証明書」）

(4)その他必要なもの

(申請受付期間)

第6条 申請受付期間は、次のとおりとする。

第1期（1月～2月末日）、第2期（5月～6月末日）、第3期（9月～10月末日）

※末日が土日祝日の場合は、直後の開庁日とする。

2 助成は、請求する月の前月から起算して過去24か月まで遡ってすることができる。

3 死亡、転出の場合は、申請受付期間に限らず申請することができる。

4 その他、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(申請の制限)

第7条 同月分の申請受付は1回のみとし、申請後に差額が発生したとしても申請は受付しない。

(助成の決定又は却下)

第8条 市長は、申請に基づき、おむつ代を助成すべきであると決定した場合、入院高齢者おむつ代助成交付決定通知書(第2号様式(様式略))により、また助成できないと決定した場合、おむつ代助成申請却下通知書(第3号様式(様式略))により申請者あてに通知する。

(助成金の算定及び助成対象限度額)

第9条 助成金については、おむつ代金の合計額(消費税除く)の8割と、それにかかる消費税相当額とする。

ただし、助成対象限度額は、領収書に記載されている当該入院月のおむつ代金の合計額(消費税除く)に対し4,000円と消費税相当額とする。

(助成金の支払い)

第10条 助成金交付が決定した場合、申請月の翌月末日に指定された金融機関に支払うこととする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。